

だい じ いわたしたぶん かきょうせいすいしん さくてい かか 第4次磐田市多文化共生推進プラン策定に係るアンケート

【目的】

磐田で働く外国人市民に、以下5点についての意見を調査するため

- ① 第4次プラン(案)に対する感想
- ② 日本で暮らす中で不安なこと
- ③ 日本人市民と外国人市民がわかりあうために必要なこと
- ④ どんな内容の情報発信を求めているか
- ⑤ 職場環境において重要視しているポイント

【対象者】

市内企業に勤める外国人市民

協力企業:平野ビニール工業株式会社

- ・ブラジル国籍×1名(定住者)
- ・フィリピン国籍×1名(技能実習)
- ・ベトナム国籍×2名(技能実習)

合計4名

【実施方法】

各言語へ翻訳したプラン抜粋及びアンケート用紙を送付

回答された文章を和訳

【実施時期】

1月 6日 回答依頼

1月 13日 回答受取

1月 24日 和訳完了

※どの質問も、複数回答可能です。

1 第4次磐田市多文化共生推進プランに対する感想

(例) もっとこんな取り組みを加えて欲しい／こういう事を考えてくれていて安心したなど

- ・出来れば 大事な場所である学校と、病院に通訳者がいると良い(フィリピン)
- ・とても興味深い。このようなプランがあると知り、とても幸せな気持ちになった(ブラジル)
- ・磐田のブラジル人学校にも届くと、保護者にも計画を知ってもらいやすい(ブラジル)
- ・若い世代が安心して日本で暮らせるよう、プロジェクトの継続を願っている(ブラジル)
- ・このような政策がある街に住んでいることは、嬉しく思う。(ベトナム)
- ・国籍による差別が無く、外国人が勉強して発展できる状況を作って欲しい(ベトナム)

2 日本で暮らす中で不安なことは？

(例) 言葉が伝わらない／老後の生活が心配／子どもの教育についてなど

- ・日本語がわからないことです。例えば、病院・市役所・学校で難しい日本語が出てくると、理解ができない。(フィリピン)
- ・市から市民への援助はたくさんあるが、それを知らない人が多い。
支援が必要なのに、支援を受けられない人が多くいることを心配している(ブラジル)
- ・自分たちの権利を日本語で伝えるのが難しい。
日本語能力が低いため、日本語での情報がわからない。
子どもの教育が心配である。(ベトナム)

3 日本人市民と外国人市民がわかりあうために必要なことは？

(例) 交流するきっかけが必要／一緒に何かに取り組むなど

- ・日本人がもっと英語を話せると良いと思う。外国人と日本人は会話が難しい。
外国人のために日本語教室を開くと良いと思う。(フィリピン)
- ・日本で暮らす外国人は、日本文化や地域社会に関心を持っている。
子どもと一緒に参加できるイベントを企画すると良い(ブラジル)
- ・ボランティア活動をもっとして欲しい。参加したい。(ベトナム)
- ・老人や障がい者らの生活サポートにより、生活を手助けしながら、コミュニケーションを取る
日本語を学ぶ、文化交流できる(ブラジル)

4 どのような内容の情報発信を求めていますか？

(例) 子育て関係／市のイベント関係／災害情報など

- ・防災など、災害に備える情報（フィリピン）
- ・イベント、子育て、市からの援助、緊急時の連絡先について、日本語教育（ブラジル）
- ・福祉、家族の制度や援助について（ベトナム）
- ・日本での子育てや教育制度について、ボランティア活動について（ベトナム）

5 自社に限らず、職場環境で何が大事か？どんな所を気にしていますか？

(例) 給与／福利厚生／残業が少ない／日本で暮らすサポートをしてくれるなど

- ・順調に子どもを学校に行かせること。会社の人と外国人が上手くコミュニケーションできること。（フィリピン）
- ・適正な給与、日本語学習環境、各言語のマニュアル、昇進のチャンス
日本人と同様の福利厚生（ブラジル）
- ・給料の保証、医療福祉、不当な残業がないこと（ベトナム）
- ・社員や友人が困ったときに、会社や市役所からサポートして欲しい（ベトナム）

6 外国人労働者を守るために必要だと思うこと。

(例) 相談できる場所／市役所による企業調査など

- ・日本企業で、外国人が永遠に仕事を出来ると良い（フィリピン）
- ・ハラスメントに関する法律の指導、仕事に関してのトラブルを相談する場所
外国人と日本人を区別しないこと。正社員として働くチャンスがあること（ブラジル）
- ・市のベトナム語通訳者の電話番号の共有⇒通訳が必要な時に連絡したい（ベトナム）
- ・社内で日本人と外国人が言い合いになった場合、市の通訳者に来て欲しい（ベトナム）
- ・外国人をサポートする事務所が欲しい（ベトナム）

第4次磐田市多文化共生推進プラン(案)に対する意見募集について(結果)

- 1 募集期間 令和4年1月 27 日(木)～令和4年2月3日(木)
 2 提出状況 2件(1名)
 3 意見内容とそれに対する市の考え方

No.	項目	意見内容	市の考え方
1	P,5 【3】 地区別人口	<p>以前と比べ、外国人市民が市内全域に分散している点に関して、「こんにちは」などの子どもの学習支援システムも全域に広げられたら素敵だと感じました。</p> <p>入国間もない子どもへの初期支援教室に関しても、自動車を持たない方も利用できるよう、竜洋、豊田、福田地区等に支部(オンラインでも可)を作ることができれば更に良いと感じました。</p>	<p>市内複数エリアで日本語学習を受けられる機会を設け、子ども教室やオンライン教室など、様々な受講ニーズに対応した学習支援に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P,3 外国人人口と外国人比率の推移</p> <p>P,7 公立小中学校の外国人児童生徒数の推移</p> <p>P,9 外国人と日本人の親しみの度合い</p>	<p>『外国人人口と外国人比率の推移(p3)』と『公立小中学校の外国人児童生徒数の推移(p7)』について、増減が対応していない点から、入国等以外に外国籍児童の出生率も増加しているのではないかと思います。</p> <p>磐田市を「故郷」と感じる子どもがいる中で、課題となり得る部分は、『外国人と日本人の親しみ度合い(p,9)』だと思います。日本以外を知らない子どもが、日本人と同じように親しみを持ってもらえるよう、互いを知る機会を増やしていければと思います。</p>	<p>本市には定住・永住外国人が多いため、出生率の増加が見込まれることから、外国人児童の出生率の推移についても、今後、データ分析するうえで参考としていきます。</p> <p>また日本人と外国人が、お互いを知る機会を増やすことが必要だと認識しています。外国人市民を受け入れる日本人市民に対する意識啓発などにより、基本理念に掲げた「国籍・民族・文化の違いを認め合い 笑顔であいさつを交わすまち磐田」の実現に向けたプランに掲げた様々な施策の実施に努めてまいります。</p>



第4次磐田市 多文化共生推進プラン

国籍・民族・文化の違いを認め合い
笑顔であいさつを交わすまち 磐田



期限：令和00年度～令和00年度

基本理念

国籍・民族・文化の違いを認め合い 笑顔であいさつを交わすまち 磐田

日本人市民と外国人市民の双方が国籍・民族・文化の違いを認め合い、日常生活の中で笑顔であいさつを交わしながら、互いに歩み寄り、助け合うことができる多文化共生のまちづくりを目指します。



基本方針

外国人市民の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すために次の4つを基本方針に掲げて取り組んでいきます。

01

多文化共生の地域づくり

地域の日本人と外国人が互いの異なる文化や価値観などを認め合い理解し合うことで、だれもが対等な地域社会の一員であるという自覚を育みます。また、互いに笑顔であいさつを交わし、歩み寄り、助け合える多文化共生の地域をつくります。

02

多言語対応と日本語学習機会の充実

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、安定した生活水準を確保しながら日本で暮らしていくために、日本語学習機会の提供と学習意識の啓発による日本語能力の向上を図ります。



03

安心して暮らせる環境づくり

地域組織や企業などと連携した支援体制の整備に努めるとともに、SNSを活用した多言語による生活・就労に関する情報提供や、防災意識の啓発を行うことで安心して暮らせるまちをつくります。



04

みんなで築くIWATAの未来

だれもが将来への目標を描いて、自由に進路を選択できるように教育環境を充実させることで、磐田を担う若い世代を育てます。また、外国人市民の高齢化が確実に見込まれる中で、10年後の未来を見据えた対応が求められています。危機意識を持って準備し早期に対応します。

プラン策定の趣旨

本市は、第3次プランに掲げた「安心して暮らせる環境づくり」・「多文化共生の地域づくり」・「ともに未来を築く人づくり」の3本の柱に基づき、様々な施策を実施してきたことで着実に成果を上げてきました。

しかし、在留資格に「特定技能」が新設されたことなどに伴い外国人の多国籍化や定住・永住資格者の増加が進んでいることや、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、ICTの活用や多言語による情報提供、外国人が生活者として暮らすための初期日本語教育のニーズが高まるなどの社会情勢の変化がありました。

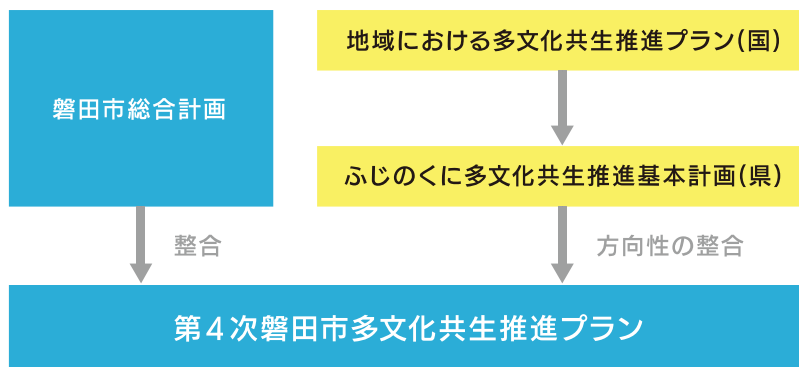
これらの、変化に対応する新たなプランを作成するに



あたり、現状と課題を整理したうえで、本市の多文化共生をさらに発展させることを目的に「第4次磐田市多文化共生推進プラン（以下「本プラン」という）」を策定します。

プランの位置づけ

本市の行政運営の基本指針である「磐田市総合計画」に沿った内容であり、他の関連計画と整合を図っていきます。



プランの期間

第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図り、計画期間を2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。なお社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

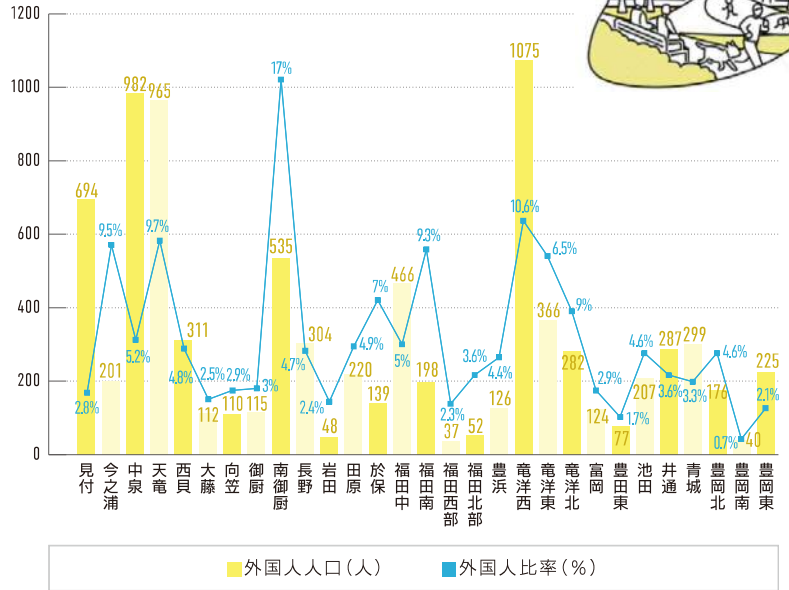


地区別人口

2007年（平成19年）頃は、出稼ぎのため日本を訪れるブラジル人が多く、短期滞在の方が南御厨地区の東新町団地など県営・公団住宅に多く住んでいましたが、定住・永住化が進んだ現在は、市内全域に分散して居住しています。このため、日常の生活圏内に外国人が暮らしている今日において、市内すべての地域住民が多文化共生について当事者意識を持つ必要があります。

地区別外国人人口および比率（市内）

2021（令和3）年3月末現在



プラン策定の趣旨

基本理念

国籍・民族・文化の違いを認め合い
笑顔であいさつを交わすまち 磐田

基本方針

01 多文化共生の地域づくり



02 多言語対応と日本語学習機会の充実



03 安心して暮らせる環境づくり



04 みんなで築くIWATAの未来

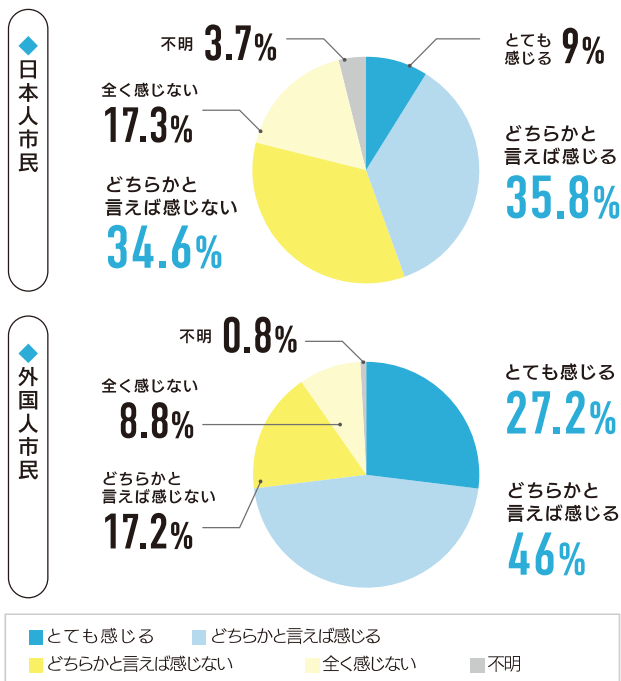


外国人と日本人の親しみ度

外国人市民で、日本人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約7割であった一方、日本人市民で、外国人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約4割であり、外国人との親しみ度合いに約3割の差があることから、日本人のほうが外国人に対して心理的抵抗感を持っていることがわかりました。このため、外国人に日本の文化を理解してもらうだけでなく、日本人が外国の異文化を理解する姿勢や、積極的に交流する機会をつくるなど、国籍の垣根を越えた「心の交流」が必要です。

外国人と日本人の親しみの度合い

2020年度実施 静岡県多文化共生基礎調査



基本的施策

具体的施策

日本人対象

1 相互理解の促進

- ①日本人市民に対する多文化共生の啓発
- ②外国人市民に対する多文化共生の啓発
- ③日本人市民と外国人市民の交流促進

●
●
●

2 協働の推進

- ④外国人市民に対する地域活動への参加促進
- ⑤キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援

●
●

3 ICTなどを活用した情報提供の充実

- ⑥やさしい日本語の活用
- ⑦SNSの活用と多言語化の充実

●

4 日本語教育の推進

- ⑧日本語支援者の育成
- ⑨日本語学習意識の啓発
- ⑩日本語教室の実施・運営

●
●
●

5 危機管理意識の啓発

- ⑪災害・感染症に備えた支援体制の構築
- ⑫防災意識の啓発

●
●

6 職場環境の整備

- ⑬外国人相談窓口の充実
- ⑭外国人を雇用する企業の実態把握
- ⑮外国人を雇用する企業に対する啓発

●
●
●

7 こどもの教育環境の整備

- ⑯外国籍の子どもに対する支援体制の強化
- ⑰外国人家庭に向けた教育制度の理解促進
- ⑱教育に関わる機関の連携強化

●
●
●

8 外国人市民の高齢化への備え

- ⑲外国人市民に向けた福祉・医療制度の周知
- ⑳高齢化を見据え情報共有を図る機会の創出

●
●

成果指標の一覧

プランを着実に実施し、多文化共生社会の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

基本方針

01 多文化共生の地域づくり

指標
01

外国人市民の市民意識調査において、地域で暮らす日本人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合

現状値 (R2)

56.5%

目標値 (R8)

70%以上

令和2年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋

指標
02

日本人市民の市民意識調査において、地域で暮らす外国人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合

現状値 (R2)

44.8%

目標値 (R8)

65%以上

令和2年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋

基本方針

02 多言語対応と日本語学習機会の充実

指標
01

「いわた日本語能力判定」により「レベル0から1およびレベル1から2へ昇級した累積人数」

目標値 (R8)

200 ※5年間
人以上



指標
02

外国人情報窓口から情報提供するSNSのフォロワー(情報到達)率

現状値 (R2)

ポルトガル語版 38.9% (1,932人)

タガログ語版 9% (111人)

ベトナム語版 (未開設)

目標値 (R8)

ポルトガル語版 60%以上

タガログ語版 40%以上

ベトナム語版 30%以上

※2021(令和3)年3月末時点

基本方針

03 安心して暮らせる環境づくり

指標
01

外国人情報窓口における相談対応の件数

現状値 (R2)

18,312 件/年

(2020(令和2)年度実績値)

目標値 (R8)

20,000 件以上/年

指標
02

地域防災訓練に参加する外国人市民の参加率

現状値 (R2)

2.8%

211人 ※2018(平成30)年度実績値

目標値 (R8)

5%以上

基本方針

04 みんなで築く IWATAの未来

指標
01

初期支援教室で支援を受けた児童生徒の適応状況
(学校における3か月の出席率)

現状値 (R2)

95%

※2020(令和2)年度実績値

目標値 (R8)

97%以上



※10 日本語能力判定……「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度。「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度。「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

(案)

だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん
第4次 磐田市多文化共生推進プラン

たぶんかきょうせい
多文化共生とは…

こくせき みんぞく こと ひとひと たが ぶんかてき みと あ
国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合
い、たいとう かんけい きず ちいきしゃかい こうせいいん とも い
対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生
きていくこと。

ねん がつ そうむしょう
(2006年3月 総務省)

しずおかけん いわたし
静岡県磐田市

このページは空白です

目次

第1章 第4次プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨 |
- 2 プランの位置づけ |
- 3 プランの期間 2
- 4 SDGs(持続可能な開発目標)の推進 2

第2章 外国人市民の現状と課題

- 1 人口推移 3
- 2 国籍別人口の推移 4
- 3 地区別人口 5
- 4 在留資格 6
- 5 児童生徒数の推移 7
- 6 年齢層別人口(ブラジル国籍) 8
- 7 外国人と日本人の親しみ度 9
- 8 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果(抜粋) . . . 10・11

第3章 プランの内容

- 1 基本理念 13
- 2 基本方針 14
- 3 体系図 15・16
- 4 具体的な施策 17~20

第4章 プランの推進体制

- 1 成果指標の一覧 21
- 2 プランを推進する体制の整備 22

参考資料

- 用語解説 25
- 1 第4次多文化共生推進プランの策定経過 26
 - 2 磐田市多文化共生社会推進協議会 委員名簿 27
 - 3 令和2年度市民意識調査結果 28~31
- 磐田市多文化共生社会推進協議会要綱 32・33

第1章 第4次プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

磐田市は、国の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の多文化共生に関する基本的な考え方や施策を明らかにして計画的に推進するため、2007（平成19）年3月に「磐田市多文化共生推進プラン」、2012（平成24）年3月に「第2次プラン」、2017（平成29）年3月に「第3次プラン」を策定しました。

第3次プランでは「安心して暮らせる環境づくり」「多文化共生の地域づくり」とともに未来を築く人づくりの3本の柱を掲げ、様々な施策を実施してきた結果、本市の多文化共生は着実に成果を上げてきました。

しかし、日本における外国人を取りまく状況は変化しており、2019（平成31）年4月の「出入国管理および難民認定法^{※1}（以下「入管法」という。）」改正により、在留資格に「特定技能」が新設されたことなどに伴い、外国人の多国籍化や定住・永住資格者の増加が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、ICTの活用や多言語による情報提供、外国人が生活者として暮らすための初期日本語教育の推進が、これからの多文化共生推進に求められています。

本市においても、ベトナム人市民の急激な増加により多言語化ニーズの増加や、コロナ禍における就職難の中、日本語の学習意欲が高まっています。

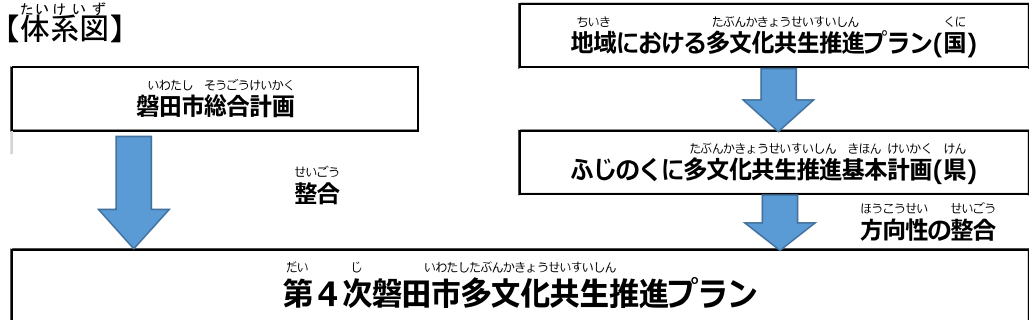
これらの社会情勢の変化に対応する新たなプランを作成するにあたり、2020（令和2）年に実施した日本人および外国人市民を対象とした市民意識調査の結果などから現状と課題を整理したうえで、本市の多文化共生をさらに発展させることを目的に「第4次磐田市多文化共生推進プラン」を策定します。

※1 出入国管理および難民認定法
日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。通称「入管法」。1990（平成2）年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

2 プランの位置づけ

本プランは、本市の行政運営の基本指針である「磐田市総合計画」に沿った内容であり、他の関連計画と整合を図っていきます。

【体系図】



3 プランの期間

本プランは第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図り、計画期間を2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。なお社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

	2017(平成29)年度～2021(令和3)年度	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)
多文化共生推進プラン	第3次プラン	第4次多文化共生推進プラン				
第2次総合計画	前期基本計画	後期基本計画				

4 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)のことです。2015(平成27)年9月の国連サミットで採択され、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、持続可能で多様性を認め合う社会を実現させるため、SDGsと関連づけながら本プランの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 外国人市民の現状と課題

1 人口推移

市内の外国人人口は、1990(平成2)年の入管法※1改正法施行以降、ブラジル人やペルー人など南米系日系人を中心に年々増加してきましたが2008(平成20)年秋のリーマンショックがきっかけとなる世界的経済危機以降は減少してきました。

しかし、景気の回復に伴い2015(平成27)年からは再び増加に転じており、コロナ禍でも増加傾向にあります。

2021(令和3)年3月末時点では、8,567人と日本人を含む人口の5.1%を占め、県内では浜松市、静岡市に次いで3番目に多くなっています。

このように、市内の日本人人口は減少が進む一方で、外国人人口はこれからも増加を続け、外国人市民の割合が高まることが予想されます。

このため、日本人と外国人が多文化共生に対する理解を深め、互いに助け合える地域づくりが必要です。

外国人人口と外国人比率の推移(市内) 各年3月末現在



※1「入管法」(再掲)
 日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。
 1990(平成2)年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

2 国籍別人口の推移

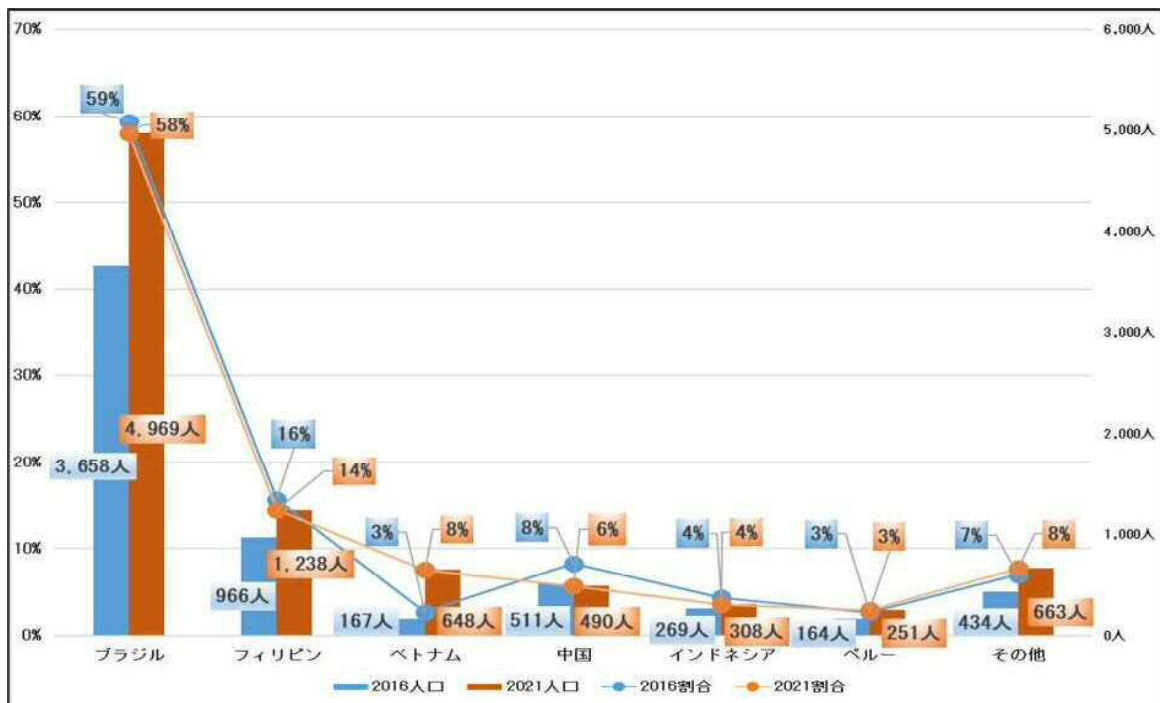
2021(令和3年)3月末現在、51カ国の国籍の外国人が市内に在住しています。国籍別人口の上位5カ国をみると、ブラジルが4,969人(58%)で最も多く、次いでフィリピンが1,238人(14%)、ベトナムが648人(8%)、中国が490人(6%)、インドネシアが308人(4%)となっています。

2015(平成27年)4月以降、在留資格*2に「技能実習*3号」や「技術・人文知識・国際業務*4」などが新設されたことにより、フィリピン・ベトナム等の東南アジア圏の外国人割合が急増しており、国籍の構成にも変化が見られます。

このため、東南アジア圏の外国人市民に向けた情報発信を行うための方法を充実させる必要があります。

◆国籍別外国人人口と構成割合の推移(市内)

各年3月末現在



※2 在留資格

「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人が日本に滞在することができる資格。

※3 技能実習

外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に分けられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ) 1号は入国1年目の技能習得、2号は2~3年目の技能習熟、3号は4~5年目の技能熟達するための資格。所定の実技試験や、出入国在留管理庁の審査を通して移行できる。

※4 技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う業務で、「技術」は理学、工学、農学、医学その他の自然科学の分野、「人文知識」は法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務、「国際業務」は外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務。(例:通訳、デザイナーなど)

3 地区別人口

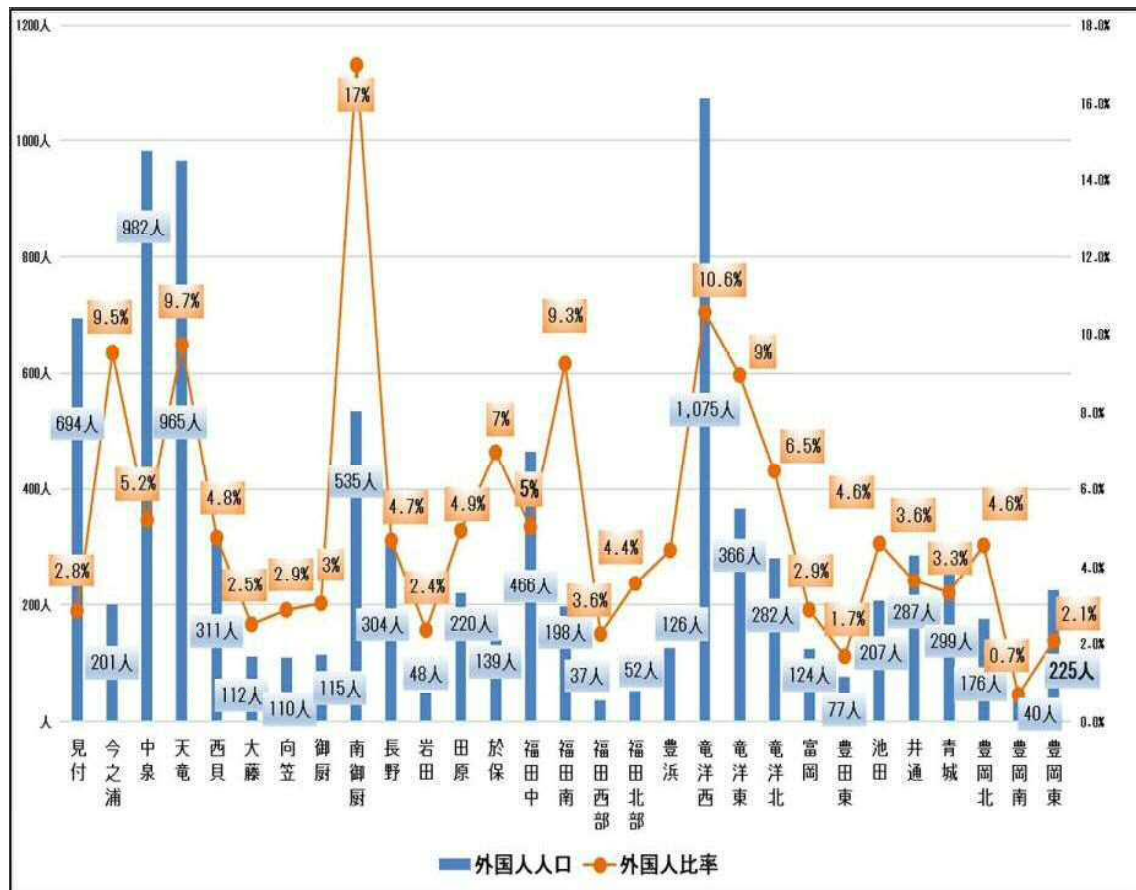
市内で外国人人口が500人を越える地区は、多い順に竜洋西地区(1,075人)、中泉地区(982人)、天竜地区(965人)、見付地区(694人)、南御厨地区(535人)です。

一方、地区別の外国人比率は、高い順に南御厨地区(17%)、竜洋西地区(10.6%)、天竜地区(9.7%)となっています。

2007年(平成19年)頃は、出稼ぎのため日本を訪れるブラジル人が多く、短期滞在の方が南御厨地区の東新町団地など県営・公団住宅に多く住んでいましたが、定住・永住化が進んだ現在は市内全域に分散して居住しています。

このため、日常生活圏内に外国人が暮らしている今日において、市内すべての地域住民が多文化共生について当事者意識を持つ必要があります。

◆地区別外国人人口および比率(市内) 2021(令和3)年3月末現在

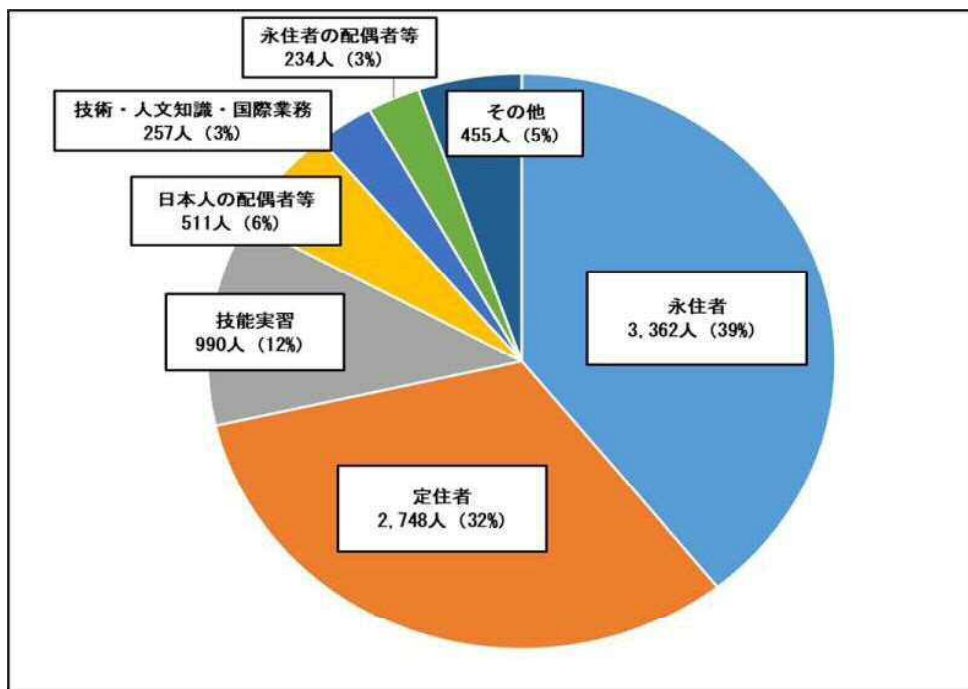


4 在留資格

外国人市民の在留資格は、「永住者*5」が3,362人(39%)で最も多く、次いで「定住者*6」が2,748人(32%)、「技能実習」が990人(12%)となっています。また、「日本人の配偶者等*7」や「永住者の配偶者等*8」も多く、永住者、定住者と合わせると8割を超える外国人が長期滞在可能な資格を有しており、定住化・永住化が進んでいます。

このため、外国人が生活者として日本人と対等な関係で暮らせるよう、地域住民の多文化共生に対する理解を深める必要があります。

◆外国人市民の主な在留資格(市内) 2021(令和3)年3月末現在



※5 永住者

以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。

- ①素行善良である(法令違反していない)、②独立生計要件を満たしている(一定以上の年収がある)、
- ③国益適合要件(在留期間の長さなど)を満たしている。

また、③の特例として、日本人・永住者の配偶者で婚姻3年以上継続かつ1年以上日本に在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後5年以上在留されている方なども認められる。

※6 定住者

法務大臣が人道その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認める在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由。

※7 日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものに与えられる在留資格。

※8 永住者の配偶者等

永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留しているもの。

5 児童生徒数の推移

家族で定住、永住することを選択する外国人市民が増加したことにより、市内の公立小中学校に通う外国人児童生徒は増加傾向にあり、2021（令和3）年4月末時点では過去最多となる642人が在籍しています。

このため、増加する外国人児童生徒数に対応できる教育環境の整備および外国人保護者に対する情報発信を充実させる必要があります。

また、日本の教育や進学制度の周知、キャリア教育により国籍を問わず様々な進路を選択できるように支援していく必要があります。

◆公立小中学校の外国人児童生徒数の推移（市内） 各年4月末現在



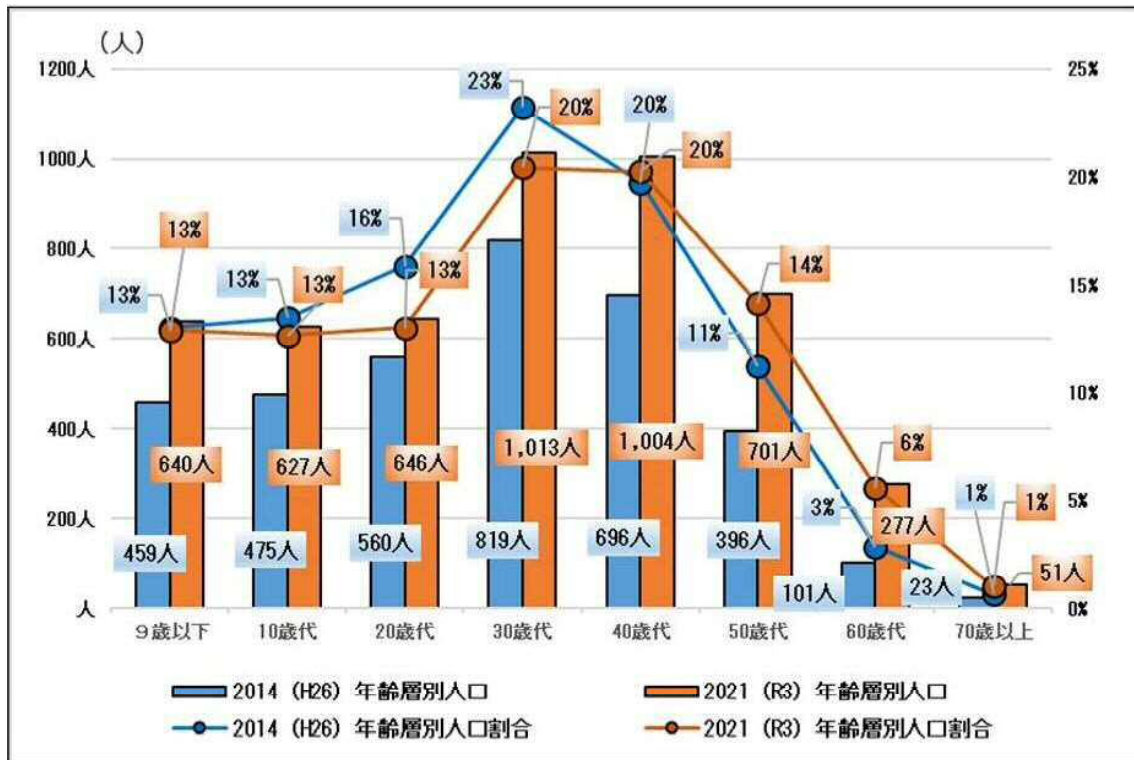
6 年齢層別人口（ブラジル国籍）

定住・永住資格が多いブラジル人市民の年齢層別人口と、割合の変化に注目しました。2014（平成26）年と2021（令和3）年3月末時点と比較すると、どの年齢層でも人口が増加している中、30歳代以下の割合が減少している一方で、40歳代以上の割合が増加しています。

このことから定住・永住するブラジル人市民が増加したことに伴い、近い将来、外国人の高齢化が進んでいくことが考えられます。

このため、外国人の高齢化により生じる課題および対応について検討を始め、早期に必要な施策を進めていく必要があります。

◆ブラジル人市民の年齢層別人口（市内）（2014年3月→2021年3月）



7 外国人と日本人の親しみ度

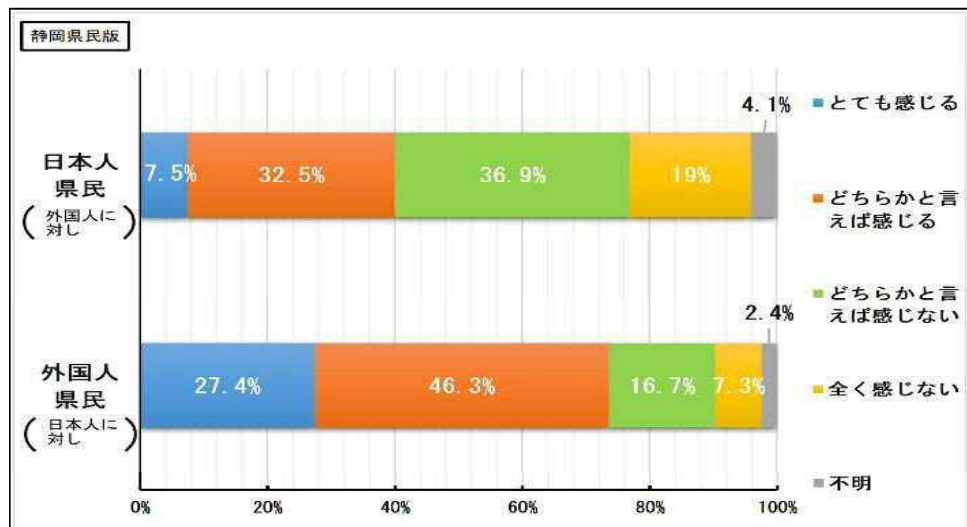
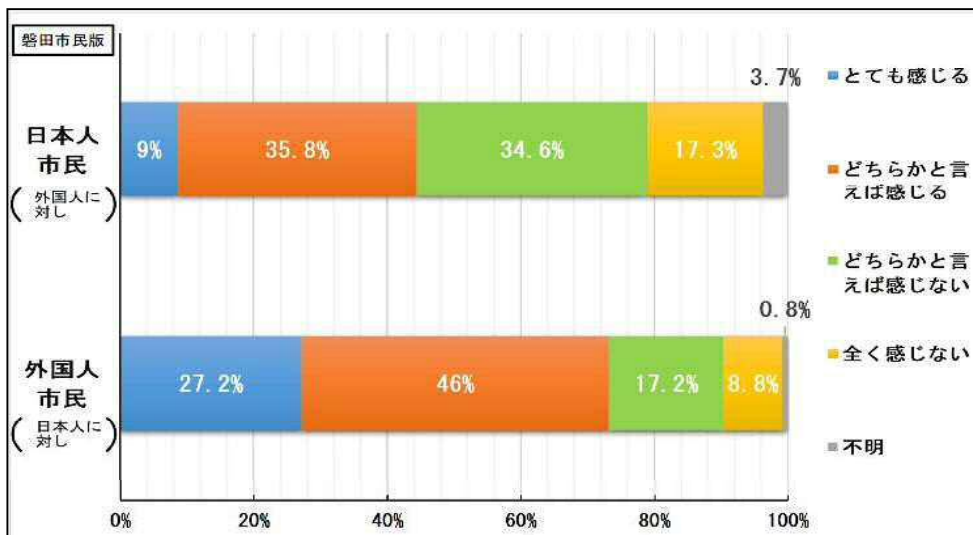
静岡県が2020(令和2)年度に実施した「多文化共生基礎調査」において、日本人と外国人の県民に、お互いの親しみの度合いを聞いた調査結果です。(※磐田市民の回答を抜粋した結果も掲載)

外国人市民・県民で、日本人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約7割であり、多くの外国人が日本人に親近感を持っていることがわかりました。

一方、日本人市民・県民で、外国人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約4割であり、外国人との親しみ度合いに約3割の差があることから、日本人のほうが外国人に対して心理的抵抗感を持っていることがわかりました。

このため、外国人に日本の文化を理解してもらうだけでなく、日本人が外国の異文化を理解しようとする姿勢や、積極的に交流する機会をつくるなど、国籍の垣根を越えた「心の交流」が必要です。

◆外国人と日本人の親しみの度合い



ねんど しずおかけん たぶんかきょうせい き そちようさ
2020年度 静岡県多文化共生基礎調査

8 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果（抜粋）

2020（令和2）年、近年、増加傾向にある東南アジア圏のタイ・インドネシア・ベトナム国籍の外国人市民を対象にアンケート調査を実施しました。

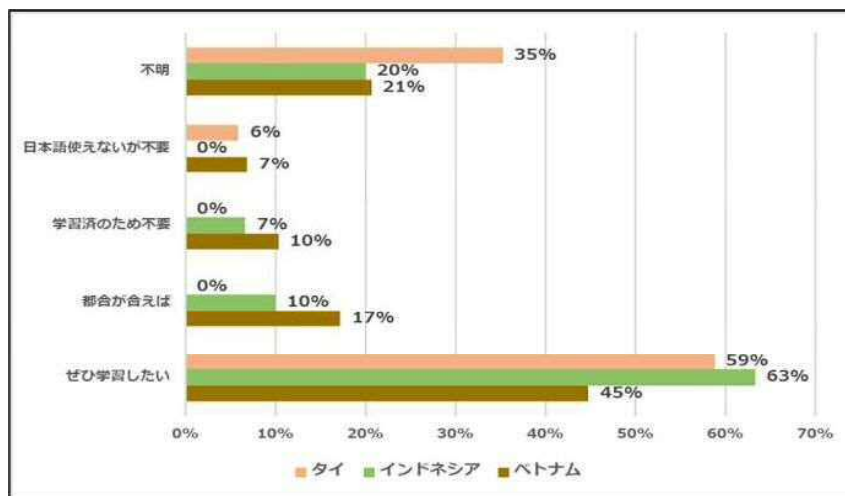
対象者：3国籍（ベトナム・インドネシア・タイ）の市民
 標本数：300人（無作為抽出）
 調査期間：2020（令和2）年9月17日～10月5日
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 回収結果：105人（35%）

(I) 日本語学習の希望

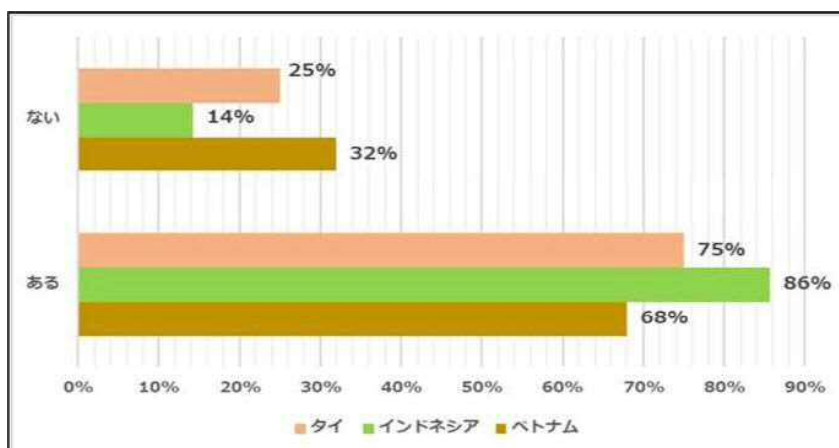
調査結果から、インドネシア・タイ国籍の外国人市民の5割以上が日本語学習に意欲的であることがわかりました。また、3国籍の約70%が母国などで日本語学習の経験があることから、基礎レベル以上の日本語能力を身に付けられる場所を求めていると考えられます。

このため、生活者として日常会話レベルの日本語を学べる場だけでなく、受講者のニーズに合わせたレベルで学べる機会を確保する必要があります。

◆日本語学習の希望（国籍別）



◆日本語学習経験の有無（国籍別）



(2)自治会加入状況

どの国籍の方も、7割以上が自治会に加入していません。

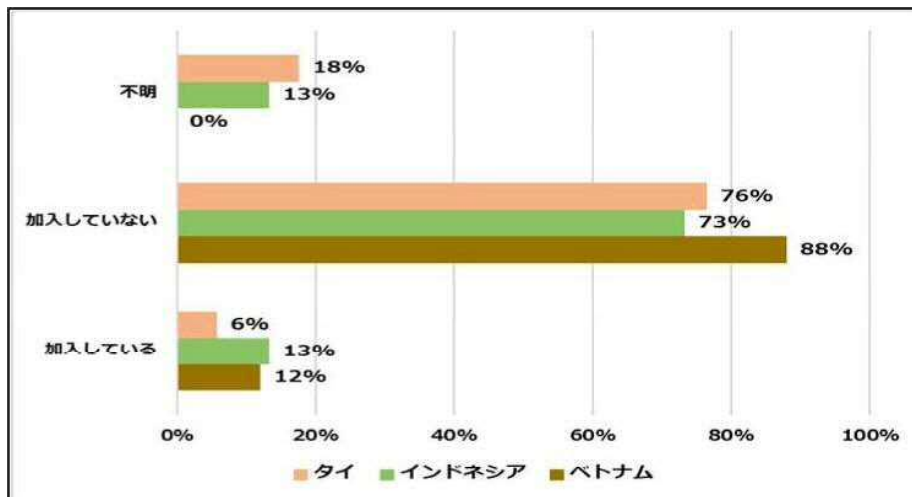
また、インドネシア・ベトナム国籍ではその理由として「自治会を知らない」「加入方法がわからない」が合わせて7割を超えています。

このことから、外国人市民に対して自治会の意味や加入するメリットについて、丁寧でわかりやすい説明と情報提供を積極的に行う必要があると考えられます。

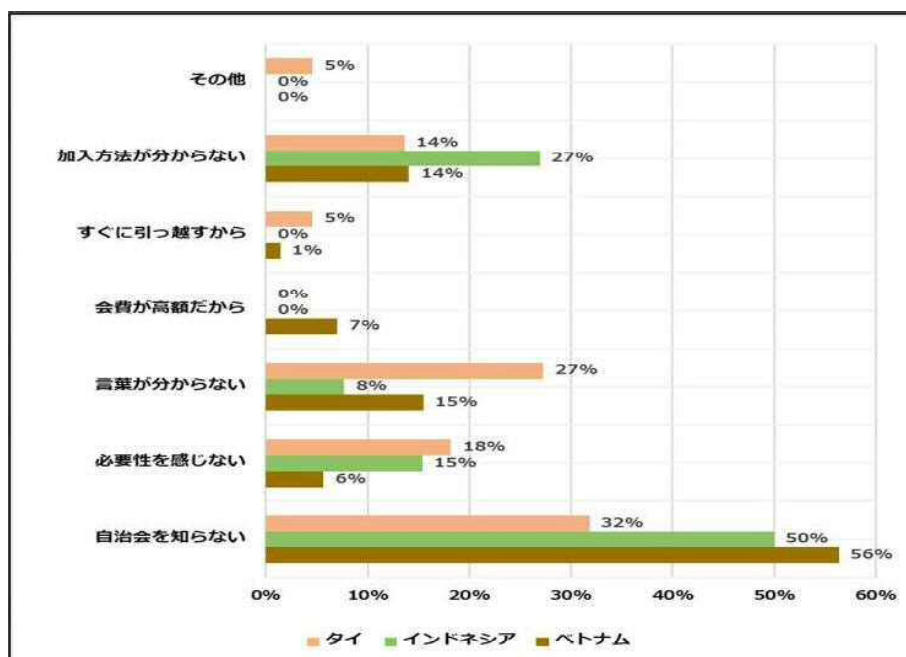
また、技能実習制度などを利用した在留期間が短い外国人が多いことも、加入が少ない要因のひとつと考えられます。

このため、このような外国人市民の状況を、受け入れる側の日本人市民が十分に理解したうえで自治会加入する必要性を説明することが必要です。

◆自治会加入状況(国籍別)



◆自治会に加入しない理由(国籍別)



このページは空白です

だい しょう
第3章

ないよう
プランの内容

1 きほんりねん
基本理念

こくせき みんぞく ぶんか ちが みと あ
「国籍・民族・文化の違いを認め合い

えがお か いわた
笑顔であいさつを交わすまち 磐田

がいこくじん にほんじん した ど ちょうさけっか から、にほんじんしみん なか がいこくじんしみん たい
外国人と日本人の親しみ度の調査結果から、日本人市民の中に外国人市民に対する
しんりてきていこうかん そんざい
心理的抵抗感が存在することがわかりました。

にほんじんがわ がいこくじん すこ りがい よ そ ちいきじゅうみん とも く
日本人側が外国人を少しでも理解しようと寄り添い、地域住民として共に暮らしていく
たいどう なかま いしき も たいせつ
対等な仲間としての意識を持つことが大切です。

そこで、にほんじんしみん がいこくじんしみん そうほう こくせき みんぞく ぶんか ちが みと あ にちじょうせいかつ
の中で、日本人市民と外国人市民の双方が国籍・民族・文化の違いを認め合い、日常生活
なか えがお か たが あゆ よ たす あ たぶん かきょうせい
の中で笑顔であいさつを交わしながら、互いに歩み寄り、助け合うことができる多文化共生
のまちづくりを目指します。

2 基本方針

外国人市民の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を自指するために次の4つを基本方針に掲げて取り組んでいきます。

(1) 多様な文化の違いを認め合える地域づくり

外国人市民の定住化・永住化、日本人市民の少子高齢化と人口減少が進む中、地域の日本人と外国人が互いの異なる文化や価値観などを認め合い理解し合うことで、だれもが対等な地域社会の一員であるという自覚を育みます。また、互いに笑顔であいさつを交わし、歩み寄り、助け合える多文化共生の地域をつくりまします。

(2) 多言語対応と日本語学習機会の充実

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、安定した生活水準を確保しながら日本で暮らしていくためには日本語能力を身に付けることが重要です。日本語学習機会の提供と学習意識の啓発による日本語能力の向上は、外国人市民のためだけでなく、共に暮らす地域や職場における円滑なコミュニケーションにつながります。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

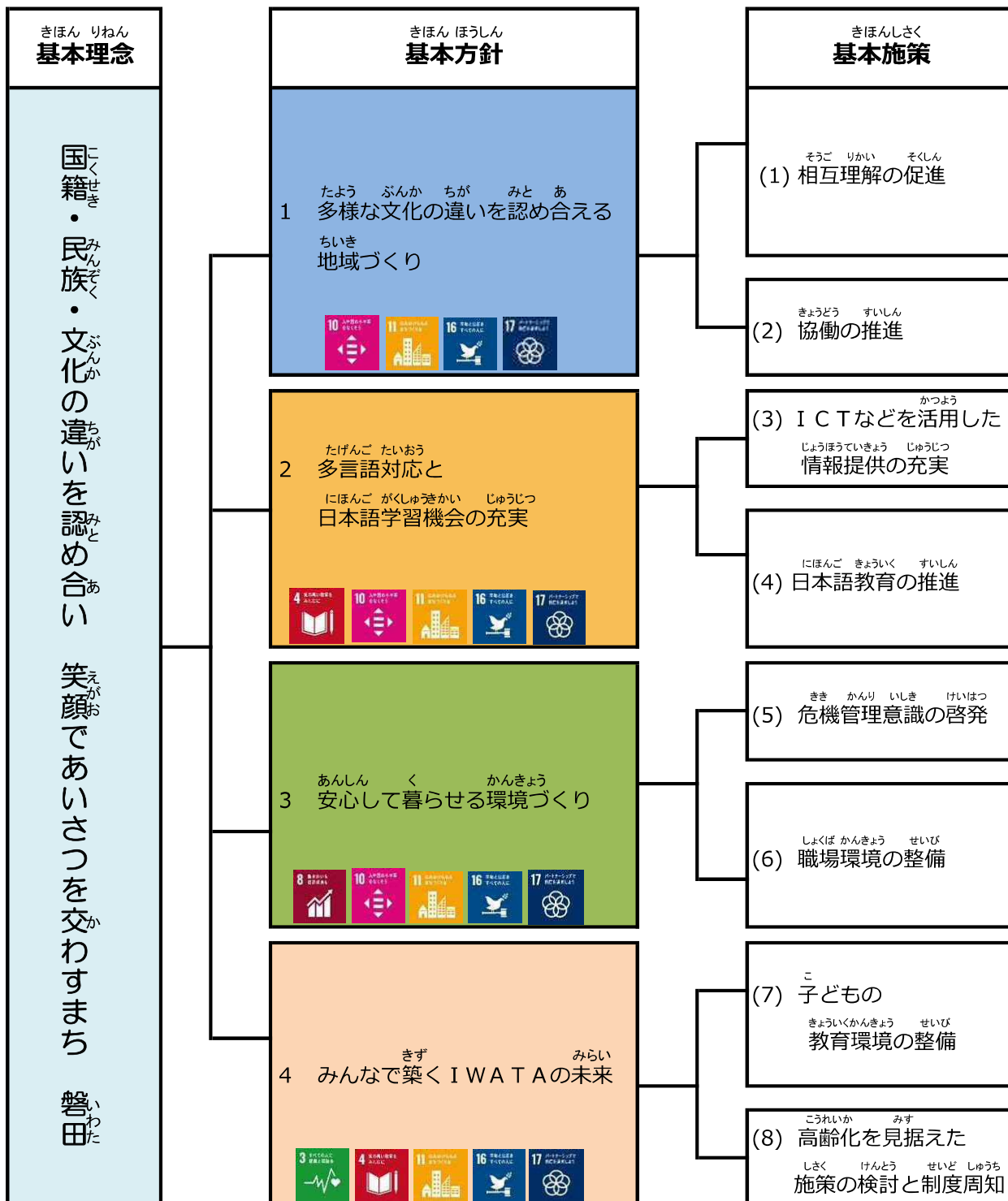
外国人市民の増加や多国籍化により、日本人市民と外国人市民のコミュニケーション不足による誤解や偏見が生まれています。地域組織や企業などと連携した支援体制の整備とともに、SNSを活用した多言語による生活・就労に関する情報提供や、防災意識の啓発を行うことで安心して暮らせるまちをつくりまします。

(4) みんなで築くIWATAの未来

日本で学齢期を過ごす外国人児童や若者が増加しているため、教育環境の充実が必要不可欠です。だれもが将来への目標を描いて、自由に進路を選択できるように教育環境を充実させることで、磐田を担う若い世代を育てまします。

また、外国人市民の高齢化が確実に見込まれる中で、10年後の未来を見据えた対応が求められています。危機意識を持って準備し早期に対応することで、誰一人取り残さない多文化共生社会を目指します。

3 体系図



にほんじんたいしやう にほんじん しみん もと しさく
 ※「日本人対象」…日本人市民にも求められる施策

ぐたい てき しさく 具体的な施策		にほんじん ※日本人 たいしやう 対象
①	にほん じん しみん たぶんか きやうせい けいはつ 日本人市民へ多文化共生の啓発	◎
②	がいこくじん しみん たぶんかきやうせい けいはつ 外国人市民へ多文化共生の啓発	
③	にほん じん しみん がいこくじん しみん こうりゆう そくしん 日本人市民と外国人市民の交流促進	◎
④	がいこくじんしみん たい ちいき かつどう さんか そくしん 外国人市民に対し地域活動への参加促進	◎
⑤	がいこくじんしみん いくせい しえん キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援	◎
⑥	にほんご かつよう 「やさしい日本語」の活用	◎
⑦	かつよう たげんごか じゆうじつ SNSの活用と多言語化の充実	
⑧	にほんご しえん しゃ いくせい 日本語支援者の育成	◎
⑨	にほんご がくしゆう いしき けいはつ 日本語学習意識の啓発	◎
⑩	にほんご きやうしつ じっし うんえい 日本語教室の実施・運営	
⑪	さいがい かんせんしやう そな しえん たいせい こうちく 災害・感染症に備えた支援体制の構築	◎
⑫	ぼうさい いしき けいはつ 防災意識の啓発	◎
⑬	がいこくじん そうだん まどぐち じゆうじつ 外国人相談窓口の充実	
⑭	がいこくじん こやう きぎやう じつたい はあく 外国人を雇用する企業の実態把握	
⑮	がいこくじん こやう きぎやう む けいはつ 外国人を雇用する企業に向けた啓発	
⑯	がいこくせき こ む しえん たいせい きやうか 外国籍の子どもに向けた支援体制の強化	
⑰	がいこくじん かにてい む きやういく せいど りかい そくしん 外国人家庭に向けた教育制度の理解促進	
⑱	きやういく かか きかん れんけい きやうか 教育に関わる機関と連携強化	
⑲	こうれいか ともな かだい きやうゆう しさく けんとう きかい そうしゆつ 高齢化に伴う課題共有と施策を検討する機会の創出	
⑳	がいこくじん しみん ねんきん ふくし いるりやう せいど しゆうち 外国人市民へ年金・福祉・医療制度の周知	

4 具体的な施策

【基本方針1】 多様な文化の違いを認め合える地域づくり



基本施策(1) 相互理解の促進

日本人市民と外国人市民の相互理解の促進を図るため、講座の開催や交流イベントの企画および情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
① 日本人市民へ多文化共生の啓発	1	自治会や地域づくり協議会と連携した多文化共生意識の啓発および「やさしい日本語 ^{※9} 」を普及します。	地域づくり応援課	自治会連合会 地域づくり協議会
	2	学校、交流センターなどで国際理解や人権に関する市民向け講座などを開催し、多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	学校教育課 福祉課
② 外国人市民へ多文化共生の啓発	3	磐田国際交流協会、多文化交流センターを通じ、外国人市民が集まる場で多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会
	4	外国人情報窓口やSNSなどを活用して多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	—
③ 日本人市民と外国人市民の交流促進	5	磐田国際交流協会・多文化交流センター・交流センター・市民団体等と連携して交流を促進します。	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	自治会連合会 地域づくり協議会

※9 「やさしい日本語」

普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のこと

基本施策(2) 協働の推進

外国人市民が、地域の一員として地域社会に参画することを促すとともに、地域における外国人リーダーの育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
④ 外国人市民に対し地域活動への参加促進	6	外国人に対し自治会活動へ参加を促進するため情報を発信します。	地域づくり応援課	自治会連合会 地域づくり協議会
⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援	7	磐田国際交流協会などの関係団体と連携し、外国人リーダーに関する情報共有および育成・支援を行います。	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	自治会連合会 地域づくり協議会

基本方針2 多言語対応と日本語学習機会の充実



基本施策(3) ICTなどを活用した情報提供の充実

生活に必要な情報を、すべての外国人市民が受け取りやすいように「やさしい日本語」やSNS、動画を活用した情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑥「やさしい日本語」の活用	8	市職員に向けた「やさしい日本語」の周知および研修を実施します。	地域づくり応援課	各課
	9	市の各種通知や案内などに「やさしい日本語」の使用を促進します。	地域づくり応援課	各課
⑦SNSの活用と多言語化の充実	10	市ウェブサイトやSNSを活用した多言語による情報提供と、外国人向けのシティプロモーションを充実します。	地域づくり応援課 広報広聴シティプロモーション課	各課
	11	磐田国際交流協会などの関係団体を通じて各種情報の取得方法を周知します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会

基本施策(4) 日本語教育の推進

定住、永住する外国人市民に対して、日常会話レベルの日本語能力を身に付けられる学習環境を提供するとともに、学習意欲のある方が希望するレベルの日本語学習機会を確保します。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑧日本語支援者の育成	12	日本語支援者の研修および日本語ボランティア養成講座の実施により人材発掘と育成を行います。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会
⑨日本語学習意識の啓発	13	SNSの活用や自治会などの関係団体を通じて日本語学習意識を啓発します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会
⑩日本語教室の実施・運営	14	日本語が話せない方をはじめ、レベルに応じた日本語を習得できる教室の運営と支援を行います。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会

基本方針3 安心して暮らせる環境づくり



基本施策(5) 危機管理意識の啓発

災害や感染症の発生に備え、外国人市民の危機管理意識の向上と地域組織や企業などと連携した支援体制の構築に努める中で、地域リーダーとなる外国人人材の発掘と育成を行います。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑪ 災害・感染症に備えた支援体制の構築	15	災害時や感染症発生時に必要な情報を届け、適切な対応が行えるようNPO団体や外国人を雇用している企業等と連携した支援体制を構築します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会 企業
⑫ 防災意識の啓発	16	SNSの活用や自主防災会・企業など防災活動を行う関係団体を通じて防災意識を啓発します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	自治会連合会 地域づくり協議会 企業
	17	地域防災訓練へ参加を促進する中で防災意識を啓発し、地域リーダーとなる外国人人材の発掘・育成を行います。	地域づくり応援課 危機管理課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会

基本施策(6) 職場環境の整備

定住・永住者や技能実習制度を活用する外国人市民が安心して働き、労働意欲や学習意欲の向上を図ることができるように、外国人向け相談窓口の充実と企業や関係機関と連携した職場環境の整備に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑬ 外国人相談窓口の充実	18	外国人の生活・就労・育児などの相談対応とSNS活用や多言語対応を充実します。	地域づくり応援課 福祉課 こども未来課	各課
⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握	19	外国人を雇用している企業訪問やアンケートにより実態把握を行います。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	—
⑮ 外国人を雇用する企業に向けた啓発	20	商工会議所や商工会、外国人を雇用する企業と連携し、人権保障および職場環境の改善に向けた啓発と就労支援を行います。	経済観光課 産業政策課	地域づくり応援課
	21	外国人を雇用している企業の先進的事例を市内企業に紹介します。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	—

きほんほうしん
【基本方針4】 みんなで築く I W A T A の未来



基本施策(7) 子どもの教育環境の整備

磐田の未来を担う子どもが、母語や国籍を問わず教育が受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、外国人家庭に向けた教育制度の理解促進に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑯外国籍の子どもに向けた支援体制の強化	22	外国籍の園児・児童生徒の増加や 多国籍化、居住地域の分散化に対応した 支援と連携体制を整備します。	学校教育課 幼稚園保育園課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会
	23	ロールモデル*10となる外国人の発掘・連携 および活躍できる場を提供します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 各課
⑰外国人家庭に向けた教育制度の理解促進	24	日本の教育や進学制度に関する情報をわかりやすく提供します。	学校教育課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会
	25	SNSの活用や多言語チャット、学校を通じた 啓発および教育に関する情報を発信します。	学校教育課 幼稚園保育園課	地域づくり応援課
	26	外国人保護者への言語支援体制の整備や 保護者同士がコミュニケーションを図る機会 を提供します。	学校教育課 幼稚園保育園課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会
⑱教育に関わる機関と連携強化	27	多文化交流センターや外国人学校、教育 機関と情報交換や連携を強化します。	地域づくり応援課 学校教育課 幼稚園保育園課	磐田国際交流協会

※10 「ロールモデル」

具体的な行動や考えを学習・模倣する対象(お手本)となる人物。

基本施策(8) 高齢化を見据えた施策の検討と制度周知

近い将来に直面する外国人市民の高齢化問題を見据え、想定される課題の共有と必要な施策について検討するため、庁内関係課および近隣自治体と連携を図ります。また外国人市民へ年金や介護保険制度などの情報発信と周知を行います。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑲高齢化に伴う課題共有と施策を検討する機会の創出	28	庁内関係課や近隣自治体と会議体を 設置し、課題の共有および必要な施策に ついて検討し、実施します。	地域づくり応援課	各課 近隣自治体
⑳外国人市民へ年金・福祉・医療制度の周知	29	SNSなどを活用して年金制度や介護 保険制度、医療制度の情報発信・周知を 行います。	こくほねんきん課 国保年金課 高齢者支援課	地域づくり応援課

第4章

プランの推進体制

1 成果指標の一覧

本プランを着実に実施し、多文化共生社会の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

基本方針	成果指標	現状値	目標値 (R8)
1 多様な文化の違いを認め合える地域づくり	【指標1】 外国人市民の市民意識調査において、地域で暮らす日本人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合	73.2% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	85%以上
	【指標2】 日本人市民の市民意識調査において、地域で暮らす外国人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合	44.8% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	65%以上
2 多言語対応と日本語学習機会の充実	【指標3】 「いわた日本語能力判定」により「レベル0から1」および「レベル1から2」*11へ昇級した累積人数	—	200人以上 ※5年間
	【指標4】 外国人情報窓口から情報提供するSNSのフォロー（情報到達）率	ポルトガル語版38.9%(1,932人) タガログ語版9%(111人) ベトナム語版（未開設） (2021(令和3)年3月末時点)	ポルトガル語版(60%)以上 タガログ語版(40%)以上 ベトナム語版(30%)以上
3 安心して暮らせる環境づくり	【指標5】 外国人情報窓口における相談対応の件数	18,312件/年 (2020(令和2)年度実績値)	20,000件以上/年
	【指標6】 地域防災訓練に参加する外国人市民の参加率	2.8%(211人) (2018(平成30)年度実績値)	5%以上
4 みんなで築くIWATAの未来	【指標7】 初期支援教室で支援を受けた児童生徒の適応状況（学校における3か月の出席率）	95% (2020(令和2)年度実績値)	97%以上

*11 日本語能力判定

「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度

「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度

「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

2 プランを推進する体制の整備

(1) 市内の推進体制

多文化共生のまちづくりを計画的に推進するため、多文化共生の所管課が中心となり市内各課と連携を図ります。

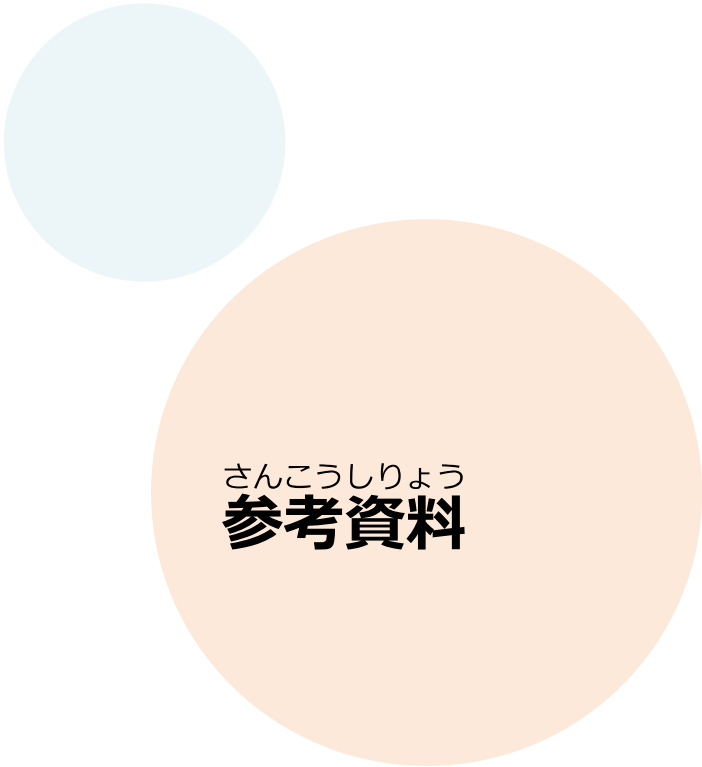
(2) 市民参画による推進

外国人市民や関係団体の意見を施策に反映させるため、在住外国人、教育機関、企業、各種団体の代表者などで構成する「磐田市多文化共生社会推進協議会」を開催し、「多文化共生推進プラン」の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した見直しを行います。

(3) 関係機関と連携および協力

市単独では解決できない問題や広域で取り組むべき施策について、国・県・近隣自治体をはじめ、地域の外国人住民に関わる機関などと連携・協力を図りながらプランを推進します。

このページは空白です



さんこうしりょう
参考資料

ようごかいせつ さいけい
用語解説 (再掲)

No.	用語	説明
1	しゅつにゆうこくかんり 出入国管理および なんみんにんていほう 難民認定法 (3ページ)	にほんじん しゅつにゆうこく がいこくじん にほんこくざいりゆう かん きよか ざいりゆうしかくせいど なんみんにんてい 日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定 せいどとう さだ ほうりつ つうしやう にゆうかんほう へいせい ねん かいせいほうしこう 制度等を定める法律。通称「入管法」。1990(平成2)年の改正法施行により、国内 につけいがいこくじん きゆうぞう の日系外国人が急増した。
2	ざいりゆうしかく 在留資格 (4ページ)	しゅつにゆうこくかんり なんみんにんていほう さだ かつどう おこな がいこくじん 「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人 にほん たいざい しかく が日本に滞在することができる資格
3	ぎのうじっしゅう 技能実習 (4ページ)	がいこくじんぎのうじっしゅうせいど もと ざいりゆうしかく う い ほうしき かつどうないよう くぶん 外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に わけられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ)1号は入国1年目の技能 しゅうとく ぎのう ねんめ ぎのうしゅうじゅく ぎのう ねんめ ぎのうしゅうたつ しかく 習得、2号は2~3年目の技能習熟、3号は4~5年目の技能熟達するための資格。 しよてい じつぎしけん しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちやう しんさ どお いこう 所定の実技試験や、出入国在留管理庁の審査を通ることで行ける。
4	ぎじゆつ じんもんちしき 技術・人文知識・ こくさいぎやうむ 国際業務 (4ページ)	にほん こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく た しぜんかがく ぶんや 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野 ほうりつがく けいざいがく しやかいがく た じんもんかがく ぶんや ぞく ぎじゆつ ちしき もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識 よう ぎやうむ がいこく ぶんか きばん ゆう しこう かんじゆせい ひつよう を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする ぎやうむ じゆうじ かつどう れい つうやく 業務に従事する活動(例:通訳、デザイナーなど)
5	えいじゆうしゃ 永住者 (6ページ)	い か み こうりよ ほうむだいじん きよか もの あた しかく 以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。 そこうぜんりやう ほうれい 違反していない、②どくりつせいけいようけん み ①素行善良である(法令違反していない)、②独立生計要件を満たしている いっていいいじやう ねんしゅう こくえきぎこうようけん ざいりゆうきかん なが (一定以上の年収がある)、③国益適合要件(在留期間の長さなど) また、③の特例として、日本人・永住者の配偶者で婚姻3年以上継続かつ1年 とくれい にほんじん えいじゆうしゃ はいぐうしや こんいん ねんいじやうけいぞく ねん 以上日本に在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後 いじやうにほん ざいりゆう かつ ていじゆうしゃ ねん いじやうざいりゆう かつ なんみんにんていご 5年以上在留されている方なども認められる。
6	ていじゆうしゃ 定住者 (6ページ)	ほうむだいじん じんどうじやう その たとくべつ りゆう こうりよ いったい きかん してい きじゆう 法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を みと ざいりゆうしかく なんみん につけい せい がいこくじんはいぐうしや じっし みと 認める在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、 にほん かつどう せいげん しゅうろう じゆう 日本での活動に制限がなく就労も自由
7	にほんじん はいぐうしやとう 日本人の配偶者等 (6ページ)	にほんじん はいぐうしや とくべつやうし にほんじん こ しゅつしやう 日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあた えられる在留資格。
8	えいじゆうしゃ はいぐうしやとう 永住者の配偶者等 (6ページ)	えいじゆうしゃ はいぐうしや えいじゆうしゃ こ にほん しゅつしやう ご ひ つづ 永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続 き日本に在留しているもの。
9	にほんご やさしい日本語 (15ページ)	ふだんつか ことば がいこくじん わ かんたん ことば おき か 普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えた ぶんしやう こま くぎ はいりよ にほんご り、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のこと
10	ロールモデル (18ページ)	ぐたいてき こうどう かんが がしゅう もほうする たいしやう (おてほん) となる じんぶつ。 具体的な行動や考えを学習・模倣する対象(お手本)となる人物。
11	にほんごのうりよくはんてい 日本語能力判定レベ ル(19ページ)	にほんご はな き ていど ・「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度 かぎ たんご りかい はな か ていど ・「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度 にちじゆせいかつ ひつよう にほんご りかい はな か ていど ・「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

だい じ たぶん かきょうせいすいしん さくていけいか
I 第4次 多文化共生推進プランの策定経過

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	ないよう 内容
2020.9.17 ～10.5	とうなん 東南アジア圏外国人市民向け多文化共生 推進プラン基礎調査を実施	・ベトナム(対象165人、回答58人) ・インドネシア(対象90人、回答30人) ・タイ(対象45人、回答17人)
2021.6.25	だい かい たぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい 第1回多文化共生社会推進協議会	さくてい 策定スケジュールおよび課題整理 ワークショップ
2021.8.10 ～8.25	ちやうないかんけいか 庁内関係課へメール調査 (具体的な取組について)	ちやうないかんけいか 庁内関係課に具体的な施策に基づいて 実施予定の、取組みについて調査
2021.9.16	だい かい たぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい 第2回多文化共生社会推進協議会	プラン体系図(案)に関する協議 ワークショップ
2021.11.19	だい かい たぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい 第3回多文化共生社会推進協議会	具体的な施策の内容・方向性に関する協議 ワークショップ
2021.12.2 ～12.7	ちやうないかんけいか 庁内関係課へヒアリング	具体的な施策の内容・方向性に関する協議
2021.12.9	わか せだい たぶん かきょうせい 若い世代へ多文化共生ワークショップ (磐田南高校(定時制)に通う外国人生徒)	わかもの してん だい じ 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.21	わか せだい たぶん かきょうせい 若い世代へ多文化共生ワークショップ (磐田市立神明中学校に通う外国人生徒)	わかもの してん だい じ 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.23	だい かい たぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい 第4回多文化共生社会推進協議会	プラン(案)に関する協議
2022.1.5 ～2.3	パブリックコメントの実施	プラン(案)に対する意見募集
2022.2. ● (予定)	だい かい たぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい 第5回多文化共生社会推進協議会	プラン最終(案)の確認



だい じ たぶん かきょうせいすいしん
第4次多文化共生推進プラン
ねんど ねんど
(2022年度～2026年度)

いわたしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい いいんめいぼ
2 磐田市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

にんき れいわ ねん がつ にち
 任期:2021(令和3)年7月16日から 2023(令和5)年3月31日

No.	やくしよく 役職	しめい 氏名	しめい 氏名かな	しよぞくとう 所属等
1	かいちやう 会長	池上 重弘	いけがみ しげひろ	しずおかぶんかげいじゆつだいがく 静岡文化芸術大学
2	ふくかいちやう 副会長	藤田 允	ふじた まこと	じちかいれんごうかい 自治会連合会
3	いいん 委員	玉田 文江	たまだ ふみえ	
4		川原 利彦	かわはら としひこ	いわたこくさいこうりゆうきやうかい 磐田国際交流協会
5		渡邊カルロス	わたなべ かるろす	かぶしきがいしや 株式会社ORJ
6		平野 利直	ひらの としなお	ひらの こうきやうかぶしきがいしや 平野ビニール工業株式会社
7		松下 晴彦	まつした はるひこ	かぶしきがいしやまつしたこうきやう 株式会社松下工業
8		相川アンジェラ	あいかわ あんじえら	はままついわたしんきんこ 浜松磐田信用金庫
9		青島 彰	あおしま あきら	とうぶしやうがっこう 東部小学校
10		小沼 裕樹	こぬま ゆうき	しんめいちゆうがっこう 神明中学校
11		江間 啓之	えま けいじ	いわたみなみこうこう ていじせい 磐田南高校(定時制)
12		松尾 真里	まつお まり	とうぶしやうちえん 東部幼稚園
13		高橋ロウエナ	たかはし ろうえな	ざいりゆうがいこくじん 在留外国人(フィリピン)
14		田中 琢間	たなか たくもん	ざいじゆうがいこくじん 在住外国人(ブラジル)
15		薛 堅	せつ けん	ざいじゆうがいこくじん ちゆうこく 在住外国人(中国)

No.	やくしよく 役職	しめい 氏名	しめい 氏名かな	しよぞくとう 所属等
1	オブザーバー	勝又 千夏	かつまた ちなつ	がっこうきやういくか 学校教育課
2		杉田 友司	すぎた ともし	たぶんかこうりゆう 多文化交流センター
3		山田 裕美	やまだ ゆみ	

しんぶんどう けいしやうりやく
 ※順不同・敬称略

3 令和2年度 市民意識調査結果

たいしょうしゃ しな い ざいじゅう さいいじょう しみん
対象者: 市内に在住の18歳以上の市民
 ひょうほんすう にん おさくいちゅうしゅつ
標本数: 3,000人(無作為抽出)
 ちょうぎきかん れいわ ねん がつ にち がつ にち
調査期間: 2020(令和2)年7月22日~8月11日
 ちょうさほうほう ゆうそうはいふ ゆうそうかいしゅう
調査方法: 郵送配布・郵送回収
 かいしゅうけつか ゆうこうかいしゅうすう にん ゆうこうかいしゅうりつ
回収結果: 有効回収数 1,343人、有効回収率 44.8%

(I) 地域で暮らす外国人の増加で予想されること

問: 地域で暮らす外国人が増えると思うますか? <該当するものすべてに〇印>

ちいき く がいこくじん ぞうか よそう おお じゅん
 地域で暮らす外国人の増加で予想されることは多い順に、

- ・「地域や経済の活性化につながる」
- ・「治安が悪化する」
- ・「地域活動の担い手が増える」

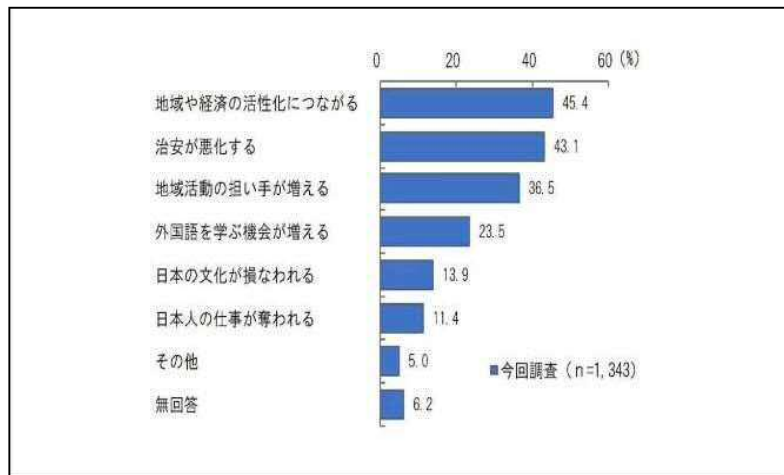
■傾向【性別】
 ・大きな差はない。

■年代別
 ・30歳未満、60歳代以上では「地域や経済の活性化につながる」が最も多く、30歳~50歳代では「治安が悪化する」が最も多かった。

■居住地区別
 ・福田地区、菟洋地区では「治安が悪化する」が最も多く、それ以外の地区では「地域や経済の活性化につながる」が最も多かった。

【総括】

- 外国人に良いイメージと悪いイメージを持っている方はおおよそ同じ割合である。
- 地域住民の外国人に対する誤解を払拭するとともに、地域活動を維持するうえで外国人の協力が必要不可欠であることを理解する必要がある。



(2) 外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なこと

問：外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なことは何だ

と思いますか？〈該当するものすべてに○印〉

外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために必要なことは多い順に、

- ・「外国人に地域のルールや習慣を伝える」
- ・「お互いの文化・習慣を学ぶ」
- ・「お互いが日常的にあいさつする」

■傾向【性別】

- ・大きな差はない。

【年代別】

- ・30歳代、30歳未満は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、40歳以上の年代では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

【居住地区別】

- ・見付地区、豊岡地区は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、それ以外の居住地区では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

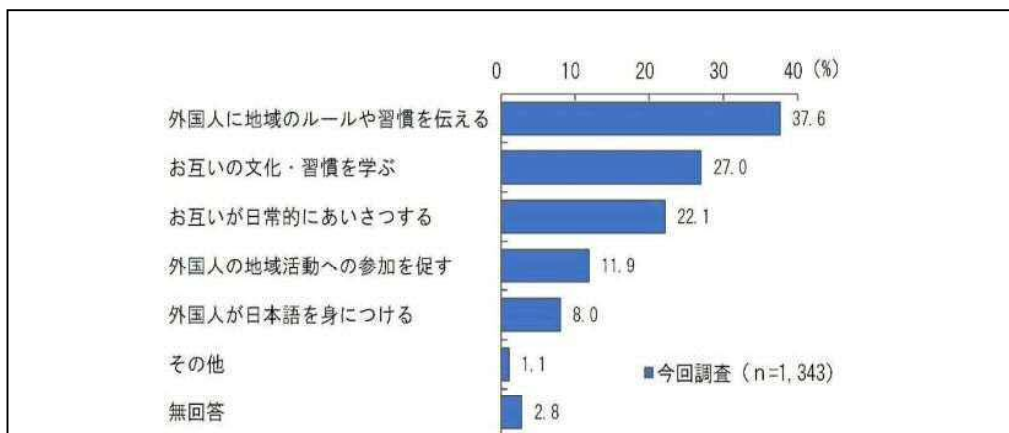
《総括》

■多文化共生の実現には、日本人が自国の文化や習慣を理解してもらうだけでなく、

外国の文化や習慣を理解し、尊重することが求められる。

■年代や地区によっては外国人に「地域のルールや習慣を伝える事」が最優先と考え

られているが、まずはお互いが平等な立場で理解し合うことを日本人に対し意識啓発する必要がある。



※調査票では単数回答としていたが、回答数超過が多くみられたため、複数回答可の設問として集計した。

きょじゅうちいき ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんかじょうきょう
(3) 居住地域の地域活動へ外国人住民の参加状況

と い せいかつ ちいき ぼうさいくねん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん
 問：あなたが生活している地域では、防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民は
 さんか しるし
 参加していますか？〈○印を1つ〉

がいこくじんじゅうみん ちいきかつどう さんか かいどう ひと やくわり
 外国人住民が地域活動に「参加している」と回答した人は約2割

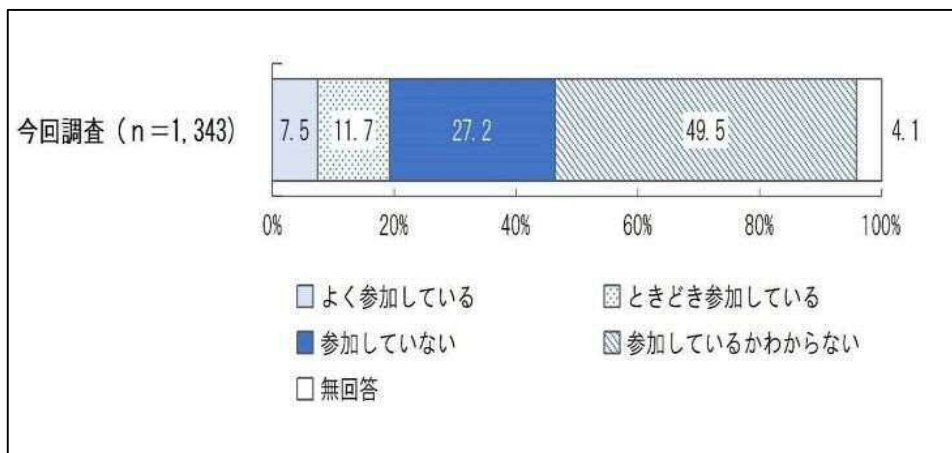
けいこう
■傾向 【居住地区別】

- さんか もっと おお ちく りゅうようちく
 ・「参加している」が最も多い地区は竜洋地区 (33.6%)
- さんか もっと おお ちく とよおかちく
 ・「参加していない」が最も多い地区は豊岡地区 (45.0%)

そうかつ
《総括》

ちく がいこくじんじんこう さ こんぼんてき がいこくじん じちかいかにゅうりつ ひく けっか
■地区ごとの外国人人口の差と、根本的に外国人の自治会加入率が低いことが結果に
 あらわ
 現れている。

ていじゅう えいじゅうか すず がいこくじん お じちかいそしき やくわり ちいき
■定住や永住化が進んでいることから、外国人に向けた自治会組織の役割や地域
 かつどう たいせつ せっきやくてき しゅうち おこな ひつよう
 活動の大切さについて積極的に周知を行う必要がある。



ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう
(4) 地域活動へ外国人住民の参加を促すために必要なこと

とい ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう
 問:防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民の参加を促すために必要なことは
 なん おも がいどう しるし
 何だと思いませんか? <該当するものすべてに○印>

がいこくじんじゅうみん さんか うなが がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお
 外国人住民の参加を促すためには、「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い

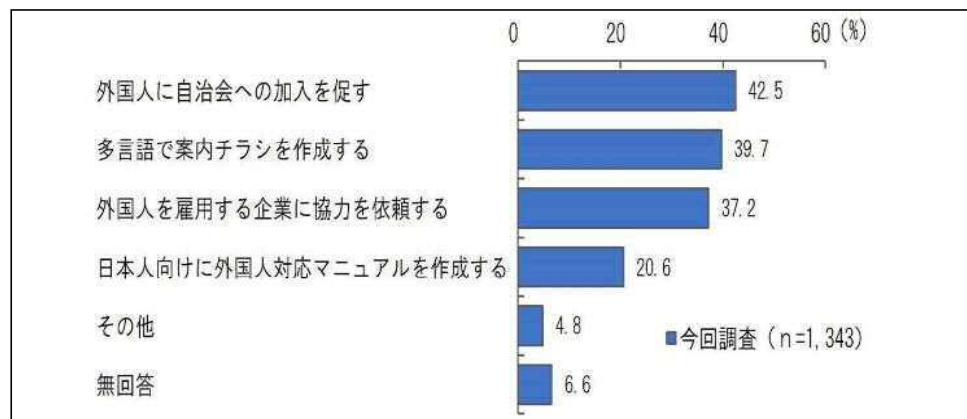
けいこう せいべつ
■傾向 【性別】
 おお さ
 ・大きな差はない。

ねんだいべつ
【年代別】
 さいみまん さいだい たげんご あんない さくせい もっと おお
 ・30歳未満～50歳代までは、「多言語で案内チラシを作成する」が最も多い。
 さいだい さいじょう がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお
 ・60歳代、70歳以上では「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い。

きょじゅうちくべつ
【居住地区別】
 おお さ
 ・大きな差はない。

そうくわつ
<<総括>>

- 多言語や「やさしい日本語」による情報発信により、外国人に自治会組織の意味や活動について知っていただく必要がある。
- 自治会は、「やさしい日本語」を日頃から積極的に用いて、外国人市民が参加しやすい環境と関係性を築く必要がある。
- 地域住民は、近年、在留期間が短い技能実習制度を利用している外国人が多いことも理解する必要がある。



いわたしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかいようこう 磐田市多文化共生社会推進協議会要綱

へいせい ねん がつついたち
平成17年7月1日
こくじだい ごう
告示第347号

せっち (設置)

だい じょう いわたし たぶんかきょうせいしゃかい じつげん む しさく すいしん ほか いわたしたぶんかきょうせい
第1条 磐田市は、多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図るため、磐田市多文化共生
しゃかいすいしんきょうぎかい い か きょうぎかい お
社会推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

しよしょうじむ (所掌事務)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 多文化共生に関する施策の調査、計画及び推進に関すること。
- (2) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生の推進に関し必要と認める事項に関すること。

そしき (組織)

だい じょう きょうぎかい いいん にんい ない そしき
第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 企業の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 在住外国人の代表者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱し、又は任命された職員の任期は、当該
しよく きかん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ぜんにんきかん
職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

かいちやうおよ ふくかいちやう (会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちやうおよ ふくかいちやうかくひとり お
第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ (会議)

だい じょう きょうぎかい かいぎ かいちやう しょうしゅう かいちやう ぎちやう
第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ じちしみんぶ しより
第6条 協議会の庶務は、自治市民部において処理する。

ほか
(その他)

だい じょう こくじ さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

こくじ こうふ ひ しこう
1 この告示は公布の日から施行する。

にんき とくれい
(任期の特例)

ようこう しこう ひ い ごさいしよ いしょくまた にんめい いいん にんき だい じょうだい こう きてい
2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にか
かわらず、平成19年3月31日までとする。

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい しょうしゅう
(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい かいぎ だい じょうだい こう きてい しちょう
3 この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が
招集する。

だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん
第4次磐田市多文化共生推進プラン

(令和●年●月発行)

いわたしじちしみんぶちいき おうえんか
磐田市自治市民部地域づくり応援課

〒438-8650 しずおかけんいわたしこうのだい
静岡県磐田市国府台3-1

TEL: 0538-37-4811 FAX:0538-32-2353

E-mail: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp